

ズバリ聞きます！

6月議会・8人が一般質問



森 恵子議員

公的手当の申請状況について

問

少子化が深刻な社会問題となっている。少子化を招いている大きな要因の一つとして子育てには経済的負担が大き過ぎること、さらに最近の不況で失業したり、働いても給料が下がる人たちが増えていること等がマスコミで報道されている。少子化対策は国を挙げて取り組みなければならぬ大きな課題である。子育てを支える公的制度が幾つかあるが、これらの制度を受けるためには申請することが不可欠だ。資格を有する人すべてが支援を受けられるようにとの観点から3点伺う。

一、児童手当、児童扶養手当、医療費助成、母子・寡婦福祉資金の対象世帯数、児童数について伺う。又、対象世帯はすべて申請がなされているか伺う。
二、子育て世帯や一人親世帯に対する情報提供は周知徹底されているのか伺う。
三、貸付制度等に対する指導・助言は細やかにされているか伺う。

答

(健康福祉課長) 一、児童手当の受給世帯数509、支給者数829名、母子家庭等の児童扶養手当等の受給世帯数は75世帯、一人親の母子・父子家庭の医療費助成は117世帯、対象者数294名となっている。

母子・寡婦福祉資金については現在償還中が4名となっている。又、制度の対象世帯については税務住民課、健康福祉課の窓口を通して、毎月住民移動の一覧表で漏れがないかチェックしている。

二、子育て世帯については母子手帳交付時、乳幼児健診時、出生手当時、転入届時、児童手当の現況届時等、保健士や担当者が情報提供を行っている。又、保育園や小学校子育て支援センターを通じて随時情報を提供している。必要に応じて町の広報紙やホームページを使って周知している。一人親については児童扶養手当等の認定請求時等を利用して。もちろん具体的な相談があればいつでも対応している状況である。
三、貸付制度については県の事業であるが身近な相談窓口として活用いただける体制で臨んでいる。受付申請時期が21年度からは9月以降に変更されたので資金貸付一覧表を作成しており、8月の現況届提出時、県の福祉

相談員の巡回相談も一緒に開催し利用しやすい環境作りを考えている。

アパート・集合住宅建設に伴う問題について

問

町は住みやすい町づくりの一環として「住まいづくり応援プラン」を作成して定住促進を図っている。住宅増は住民増税収増にもつながり喜ばしいことだが、一方では集合住宅が建設されたことで新たな問題が生じトラブル発生となり地域住民や区長さん達が対応に苦労されていると聞く。道路拡張問題等が解決されないまま建設が進み、建主と地区住民、建築・管理業者と地区住民間の不信感だけでなく、入居者も気まづい思いをしているのが現状であり、町が進める定住促進政策に反するのではないかと思う。

今後十分地域の方々との連携を図りながら定住促進政策がスムーズに行くように切望して次の3点を伺う。

一、定住促進策の固定資産税減免制度、奨励金制度の利用現状と今後の見通しを伺う。
二、計画申請の時点から町が地元との調整に乗り出せるような町独自の条例制定の考えはないか伺う。
三、アパート・集合住宅住民の

行政区入りの問題をどう捉えるか伺う。

答

(町長) 一、平成20年度実績で固定資産税減免件数30件、減免税額190万円である。21年度以降は今日の景気低迷により20年度実績・件数を下回る可能性が非常に高いと思う。

新婚さん定住奨励金は20年度実績で15組の144万円交付であり、21年度も既に6件交付しており申請が多い状況になっている。

二、住宅建設に伴う道路建設の基本は建主の責任で行うべきと考えるので、町独自の条例制定は現時点で考えていない。

三、区入り問題で区長さんが苦労されていることは承知している。区、建主、管理業者間で、関係者が十分に話し合いを行う「住民自治」が第一だと考える。しかし町としても参考事例を紹介するなど問題が生じない対策を講じることが肝要と思っている。



アパート・集合住宅



笹渕 賢吾 議員

町と地域住民の連携で 大雨・地震対策に万全を！

問 梅雨の時期を迎える中、地域住民の生命と財産を守る
ことが求められる。

①大雨、地震・災害が起きた
場合の特に危険箇所について
の対策は取られているか。
②大雨や地震が全町的に起き
た場合区長さんや民生委員な
ど自分の家が被害にあった場
合、対応が必要となるため、
高齢化が進む中、地域の隣近
所の助け合い体制づくりが必
要と思うが、どうか。

③空き家の中で20年や30年
経過しているところは地震等
で倒壊すると隣の家まで被害
を及ぼす場合がある。被害を
防ぐために解体費用として町
からいくらか補助してはどうか
伺う。

答 (町長) ①本町の治山事

業の進捗率は20%。できるだ
けスピード感を持って県の採
択になるよう努力していく。
②自主防災組織も立ち上がっ
ているが、いざというときど
う動いたらいいのか周知徹底
していないのが実状。地域住
民同士がお隣の安否を気遣う
ように取り組んでいきたい。
③解体に関しての支援につい
ては前向きに考えてみたい。



江栗地区冠水排水作業状況(6月30日)

農地法改正は企業の 農業参入に道開くもの

問 ①衆議院で農地法の改

正が多数賛成のもと通過し、
参議院で審議中だが、農地法

は戦後の農地解放後、農地法
の条文では農地は耕作者自ら
が所有することを最も適当で
あるという耕作者主義が中心
で、この改正は企業の土地利
用に道を開くものである。改
正された場合これまでどうど
う変わるのか伺う。
②農地法改正により、農業委
員会の役割はどう変わるのか
伺う。

答 (経済課長) ①農地法の改
正により、農業生産法人以外
の法人の参入が拡大され、増
え続けている耕作放棄地の拡
大防止や一部解消、高齢化に
よって作り手がいない農地の耕
作などの解消が期待される。
もうけ第一主義の企業の場合
は作り手がいない耕作放棄地
ではなくて、優良農地に入っ
てくる、業績が悪くなれば撤
退してしまうという心配はある。
②農地等の賃借権等の設定を
受けたものは、毎年その農地
等の利用状況について、農業
委員会に報告しなければなら
ない旨の条件があり、農業目
的以外の農用地利用を排除す
るようになっていく。本町に

においては耕作放棄地の増加が
懸念されるので、一般企業か
らの農業参入は法に基づくも
のであれば受け入れなければ
ならない。

問 農業委員会ではこれまで

は小作料を決定していたが、
決定しない方向になっている。
このため企業は小作料を現在
より少し多く支払うという方
向も出てくる。企業はもうけ
主義で耕作放棄地ではなく、
平地で作りやすいところを耕
作する。全国でも企業進出に
よって温室栽培など行われ、
自治体からの無駄な予算が使
われている。しかしもうから
ないとして撤退し、地域の太
きな問題となっているところ
もあるが町長は農地法の改正
について企業進出をどう考え
るか伺う。

答 (町長) 農地法が改正さ
れれば逆らうことはできない
が、農地管理はこうあるべき、
という独自の取り組みを考え
ていきたい。

菊水地区小中学校 建設は1、2年延期

問 3月議会で、学校統廃
合について町民に説明会を行
うと答弁されたが、まだ実施
されていない。今後どのよう
に進めていくのか伺う。

答 (町長) 4月10日に区長
会に説明をし、6月8日に番
城に関わる原口地区6地区に
説明を終えた。6月23日に
は菊水中学校同総会・PTA
の幹部の方に説明したい。7
月に行政懇談会を小学校校区
単位に行い、今日までの経過
をお話し、今後の方向を説明
する。しかしながら番城に対
する意見が要望書として提出
され、それを議会が受け入れ
られるような模様なので議会
の皆さんに従っていきたい。
よって、1年、2年遅れるの
は仕方がない。議会の議決は
かつてない重要な議会なので
それを超えて、基本的には町
民の理解を得る必要が最も大
切である。合併特例債はあと
6年なのでしっかりと理解して
もらわなければ、合併したの
はなんだったのかと思う。